

令和6年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回） 会議録

1. 会議名称 令和6年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和6年10月24日（木）午後5時30分～午後6時59分
4. 開催場所 世田谷区役所第2庁舎2・5・2会議室
5. 出席者
 - ・ 委員
中川会長、永山副会長、河原委員、児玉委員、竹内委員、中村委員、望月委員、小部委員
 - ・ 事務局
中村副区長
阿部財務部長、大谷経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 - 開会
 - 1. 審議
 - 2. その他
 - 閉会

令和6年10月24日

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）

午後 5 時 30 分開会

○会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和 6 年度第 2 回公契約適正化委員会を開会いたします。

なお、本日は〇〇委員と〇〇委員が御欠席の予定です。

本日は、この後、引き続き労働報酬専門部会の開催が予定されておりますので、長時間の審議となりますけれども、どうかよろしくお願いたします。

それでは、本日は〇〇副区長に御出席いただいております。初めに、〇〇副区長より御挨拶をお願いいたします。

○副区長 本日は、お忙しいところ、この委員会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

先週、第 3 回定例会と決算特別委員会が終わりましたけれども、公契約条例の取組については、引き続き議会でも注目されていまして、公契約条例の周知ですとか、来年度に向けた労働報酬下限額の設定などについて質疑がありました。こうした点も含めて、引き続き御議論いただきながら、取組を進めてまいりたいと思います。

特に委託契約における労働報酬下限額については、これまでも御協力いただきながら、着実に引上げを行ってきたところですが、今回の春闘の結果とか、先日の人事委員会勧告は傾向が大きく出ていまして、今回もその資料を作ってまいりました。ぜひ労働報酬専門部会を中心に活発に御議論いただければと思います。

引き続き、それぞれの専門の分野から忌憚のない御意見と御提案をお願いして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○会長 〇〇副区長、どうもありがとうございました。

ではまず、議題に入る前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

[事務局 配布資料の確認]

○会長 それでは、審議に入りたいと思います。

初めに、審議事項の 1、世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

資料 1 ですが、初めに、1 の主旨です。区は、世田谷区公契約適正化委員会からの答申、意見書、また、昨今の公契約の現況等を踏まえまして、令和 4 年度から品質と価格のバランスを競う世田谷区建設工事総合評価方式入札を試行実施しているところです。現在までの入札の実施状況と事業者へのアン

ケート結果を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので、御報告するものです。

2の制度概要です。目的は、鍵括弧に記載があるとおり、「品質と価格のバランスのとれた公契約の実現」で、図にあるとおり、価格評価点、価格以外の評価点の合計が最も高い応募者が落札する仕組みです。価格評価については、グラフのとおりで、一定額を下回る入札価格の評価が低減する、また、価格以外の評価については、図の中に一例として項目を6つ記載しています。

3、検証方法です。令和6年9月30日現在の実施件数は153件で、令和4年度は24件、令和5年度は58件、令和6年度は71件、これらを対象に、次に記載の(1)から(4)の観点から検証しています。具体的な検証状況は、次のページの4以降に記載をしていますが、まず、(1)事業者の得点状況等の検証です。

2ページにお進みいただきまして、(2)従来の入札との比較。(3)建設共同企業体(JV)対象案件の検証の項目は今年度から追加になっているものです。最後に、(4)事業者アンケートの検証でございます。

4の実施状況及び評価でございます。(1)事業者の得点状況等の検証ですけれども、1)価格点です。主に別紙1-2の2ページのまとめになります。

①価格点の得点状況ですけれども、予定価格から評価基準価格付近まで応募が分散している案件や、予定価格付近に応募が集中している案件が多く、また、評価基準価格付近に集中する案件も見られました。工種で見ますと、設備工事で予定価格付近に応募が集まることが多く、土木工事では評価基準価格付近に応募が集まる傾向が見られます。

②評価基準価格を下回る価格帯に応募が集中した案件はありませんでしたが、評価基準価格を下回る入札も見られます。また、令和5年度に低入札価格調査で落札した案件が1件ありましたが、それ以降は検証の時点では発生しておりません。

③これらから、価格評価が重視する品質とのバランス、過度な低価格入札対策に沿った応募が一定程度確認できますけれども、低価格帯での入札も見られることから、運用を継続する中で、引き続き理解促進を図る必要があります。

次に、2)価格点以外の評価点は、別紙1-2の3ページ、4ページのまとめです。まず、①公契約評価点ですけれども、労働福祉の状況、建設キャリアアップシステムでは、比較的多くの事業者が得点している一方で、労働安全衛生では得点率が低い状況です。

②男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、若年者雇用については、これまで同様に得点率が低いですが、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの加点対象を緩和したことで評価を得た事業者が一定数いる状況でございます。

③ 価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況で、試行開始以降、同程度で推移しております。また、事業者によって達成状況が異なっていることから、今後も競争性の確保や取組意欲の向上につなげることが可能と考えられます。

続いて、3) 価格点とそれ以外の評価点のバランスです。こちらは主に別紙1-1のまとめになります。① 評価点のバランスについてですけれども、試行実施した125件のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は過半の87件ありました。

② 一方で、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は20件、価格点は1位だが、その他の評価点が1位でない事業者が落札した案件は18件ありました。

③ 価格以外の評価点では、最低が8点、最高が39点であり、最大で31点の評価点の差が生じています。一方で、価格点については、予定価格での入札による5点、評価基準価格付近の入札による約50点の範囲に分布していきまして、点差で言うと約45点の差が生じている状況です。

④ 品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられますけれども、価格点及びその他評価点のバランスは様々でありまして、経年変化を見ると、価格点と価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札する割合が上昇しています。

(2) 従来の入札との比較です。こちらは別紙1-3の中段、参考のまとめでございます。① 入札参加者数は、価格競争入札より下回るものの、従来の総合評価方式と比べると若干増加している。また、経年変化では、昨年度の検証時点から0.4者程度低下しています。

② 応札率は価格競争入札より10.5ポイント程度低い結果となっております。

③ 落札率は価格競争入札に比べて2.8ポイント程度高く、従来の総合評価方式より低い状況です。経年変化では、昨年度から1.2ポイント程度上がっておりまして、上昇傾向となっております。

④ 不調は、昨年度の検証時点と同水準で約18%の案件で発生しています。

⑤ 価格点が1位でない者が総評価値で最高得点となり落札するケースですが、従来の総合評価方式より若干多く、約13.8%です。一方、昨年度の検証時点と比較すると、価格点が1位でない者が落札する割合が下がり、先ほど申しましたとおり、価格点と価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札する割合が上昇しています。

(3) 建設共同企業体(JV)対象案件の検証でございます。こちらは別紙1-4のまとめです。今年度から始まったJV対象案件の検証を行っております。① 各構成員を均等に評価する方法と、代表構成員のみ評価する方法でシミュレーションを行いまして、最大で12点の差が生じますけれども、これによって落

札者が変わるケースはありませんでした。

②試行実施案件5件のうち、応札者が1者のものが3件という状況です。まだ十分な検証を行うことができていませんので、引き続き検証を実施していく必要があります。

(4)事業者へのアンケートの検証です。こちらは別紙1-5のまとめでございます。①理解度や参加意欲について多くの事業者が高い水準にありまして、各評価点への取組意欲も高く、昨年度までの検証時点と傾向は変わっておりません。

②評価項目ごとの達成状況ですけれども、達成済みと回答のあった割合も昨年度の検証時点と大きく変わっていません。

③総合評価方式での継続的な発注や発注数の増加を求める意見がある一方で、高い評価点を獲得できる事業者に受注が集中することを懸念する意見が見られました。

④男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの評価項目に今年度より一般事業主行動計画の策定、届出を追加したことに関しては、認定の前段階における取組に加点されることを肯定的に捉える意見がある一方で、会社規模によってハードルが高いという意見もございます。

⑤総合評価方式の適用件数ですけれども、現在の規模が適切であるという意見が約4割を占めております。

⑥評価対象としている取組には時間を要することも想定されることから、達成状況の動向等にも着目しながら、引き続き丁寧な説明周知によって理解促進と制度の定着を図る必要があると考えます。

5、今後の取組みです。4に記載した内容を踏まえて、今後の取組を記載しております。特に④と⑤がポイントとなります。①試行実施に当たりまして、令和4年度は年間発注件数の1割程度、令和5年度は二、三割程度に対象を拡大し、今年度は建設共同企業体（JV）を含む議決案件にも試行対象を広げております。これまで実施した153件の検証を行ったところ、傾向に大きな変化は見られず、また、評価項目の達成状況が大きく伸びている状況ではございません。

②今年度から評価方法を改めた男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスですけれども、評価点を獲得する事業者が一定数見られましたが、加点は低い水準にとどまっています。一般事業主行動計画の策定や認定取得には社内体制の整備に一定の期間を要するものと考えられるため、引き続き推移を確認する必要があります。

③同じく今年度から試行実施対象としました建設共同企業体（JV）が参加する案件ですけれども、1者応札が多くを占めており、十分な検証ができる実

績がないことから、継続的に動向を確認する必要があります。

④検証結果からは、価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能し、アンケートにおいても事業者の取組意欲が一定程度確認できていますが、実際の取組達成にはつながっていない状況もございます。これらのことから、試行開始3年目に際して安定的な運用がなされており、制度に直ちに見直すべき点は見られませんが、さらに公契約条例の理念の浸透を図り、条例に基づく取組を促進する対応が求められます。一方では、事業者からいただいたアンケートでは、評価項目の性質上、総合評価方式の対象が増えることで、落札者が一部の事業者に集中することを懸念する意見も見られまして、急激な対象拡大にも慎重になるべきと考えます。

次のページです。⑤以上のことを踏まえまして、現在の評価方法を継続した上で、令和7年度においては対象件数を年間発注件数の4割程度に拡大いたしまして、その検証を踏まえた上で、令和8年度からの本格実施を目指して、今後、試行を重ねていくことを考えてございます。

6の今後のスケジュールは記載のとおりです。

御説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

この案件につきまして、今後の方向性、来年度に向けてどうするかということもございましたけれども、御質問、御意見はいかがでしょうか。

○副会長 技術的な話なんですけれども、別紙1-2に全体の評価点の分布というのが右上にございます。左側の工種別評価点平均の153件のうち、価格点平均が30.95ですから、31ぐらいです。それから、総合評価点の平均が32なんですけれども、価格点以外の評価点平均が25.26です。平均値で見ると、4つの次元に分かれるんですけれども、分布の一番上の50に非常に集中しているんですけれども、これはどういうふうに読めばよろしいんでしょうか。価格点が50点満点で、満点に張りついているところが多いというのは、ここにたくさん集中するんでしょうか。どういうことでそこに集まるのかという解釈はどういうふうにしたらよろしいのかということです。

○事務局 落札者だけでなく、入札者全体の分布を示しています。上のほうにある点というのは、まさにおっしゃるとおり、満点の50点付近の入札がこれだけあったという形になりまして、評価基準価格という、満点になる金額に近いところの入札がここに示されているわけなんですけれども、評価基準価格の計算式はあらかじめ公表していますので、一定程度、分析可能なものにはなっているんです。なので、そこを目指して入札してきた札がここにあるものかと考えております。

○副会長 公契約条例の適用対象金額がそれぞれ自治体でかなり大小があるの

で、単純な比較はできないんですけれども、条例ができたことで、比較的、予定価格に近いところに集まる傾向がどうもあるんじゃないかという気がするんですけれども、そういう動きは特に世田谷の場合は観測されているんでしょうか。

○事務局 今の観点ですと、別紙1-2の2ページに全体の入札価格の分布というグラフがございまして、これがまさに予定価格と評価基準価格の中で、どのあたりに入札が集中しているかを示したものです。予定価格付近ということですと、一番左に141件とございますけれども、分類の中では、ここが一番多いという形になっています。

先ほどの点のグラフで上のほうに集中していたのは、恐らく区分④、区分⑤あたりの入札が示されているという形です。

○副会長 特に業種とか工種の偏りのようなものは感じられないでしょうか。

○事務局 あくまで一般的にはということですが、2ページの下のほうに分析結果としてコメントさせていただいていますが、2の特に設備工事では、予定価格付近の入札が多い傾向にありまして、土木工事では、予定価格付近は少なく、評価基準価格の満点に比較的近い札が多いという傾向はございます。

○副会長 それからもう1点、アンケートの資料、別紙1-5ですけれども、最後のページ、その他は自由記述になるのかもしれませんが、ポツの4つ目「区役所のみ工事をしている会社は評価点が上がり有利になっている。高額のみ評価点が上がるのは何故か。また、不必要な天下りの会社に会員登録しないと評価点が上がらないのは、問題がある」とあるんですが、このことと、資料1の4ページ、5、今後の取組みの④の最後の2行「総合評価方式の対象の増加により落札者が一部の事業者に集中することを懸念する意見もみられ」は関係があると見るんでしょうか。こういう評価が出るというのは、どういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

○事務局 まず最初の黒ポチのほうの「区役所のみ工事をしている会社は」以下ですけれども、これは施工能力であったりとか、工事実績の点をおっしゃられているのかなと思います。

もう1点、我々の分析結果にあった受注が集中する傾向とは直接リンクはないと思っております。受注が集中する傾向とおっしゃっている方の主訴としては、受注規模が大きい会社、それぞれ契約評価点を取りやすい体制が一定程度整備されている会社に集中する傾向があるということをおっしゃっているもので、施工能力のことだけをおっしゃっていることと、会社の規模をおっしゃっていることに関しては、指摘されている点がより大きなものなのかなという印象です。

また、会員登録のことに関しては、具体のどのようなことをおっしゃって

るかは推測が難しいのかなと思います。

○副会長 それからも一つ、自由記述の中の最後のポツなんですけれども、発注格付について、発注等級を絞って発注しないと、格付下位の規模の小さい会社は工事のレベルが上がらないというか、受注が難しいというのは、だんだん集中していくという評価がありましたけれども、これと関係することなんでしょうか。

○事務局 総合評価の中で、大規模な工事を受注される会社にとっては実績が上がりやすい傾向もあるし、小規模な会社の方から見ると、大きいほうにどんどん寄っていくのかなということを示されていると推測されます。一方で、総合評価ということだけではなくて、そもそも区の発注標準であったりとか、格付に対して全般的に御意見をいただいている部分もあるかと思いますが、この辺は引き続き分析をしていきたいと思います。

○副会長 担い手3法なんかのいろんな指摘の中に、新しい特色を持った建設事業者を育成していくとか、技術向上を図る必要があるという観点から言うと、こうした今の評価方式のままで、新しい芽や今後期待される技術を持った事業者の育成につながるようなことを今後考えていかなければならないことになるかどうかなんです。つまり、今の総合評価方式はかなり一定の効果があるということなんですけれども、さらに加えて、次の世代の事業の担い手を引き出していく形で、集中するならば、金平糖の角が出ているような特色ある企業を見いだす方法を何か考えなきゃならないのかなという気もしているんですけども、これは今後のことなので、今日の話題とは少し違うんですが、この評価方式と併せて、そういった配慮も必要になってくるのかなという気がするんです。これは感想です。

○会長 今の点は何か特にやられているんですか。技術提案型であるとか、プロポーザル方式のようなもの——プロポーザルの一部は総合評価のところでも扱っているものがありますけれども、そういうものに対する対応を取ろうとしているものは何かありますか。

○事務局 包括的なところで状況とか見通しを申し上げると、1つは、今まさに試行して、いよいよ完成に近づけようかという今の総合評価の制度については、原点は、さっき話がありましたけれども、価格と品質のバランスを目指そうと。安ければいいという話じゃないよ、世田谷区では、特に公契約条例をしいて、大きな目標として掲げて、理念としているわけです。

一方で、始めたときはまだ10年たっていないですけども、公契約条例の浸透がされていないと度々指摘を受ける。実効性が不足しているんじゃないかと。この委員会でも度々、策について御議論いただいているところですけども、その具現化の1つの方策として、別の意味で旧来の総合評価でずっと言われて

いたところに改善を求めるということを掛け合わせて、まさに公契約条例が求める取組を具体的に行っているところも評価の対象にして、施工能力なんかも含めたものが、世田谷区でいうところの品質ですよ。したがって、それをきちんと評価し、価格のほうも評価するんですけども、価格については、昨今、言われているダンピング対策という点も見て、東京都なんかで既に先行して行われていた、単純に旧来の総合評価で、安ければ点数が高いという形ではなくて、バランスがいいと考えられる点を頂点として、それから、安くても高くても点数が低い、特に安いほうが低くなるような形で、特徴的な柔軟なカーブを描いたのが世田谷区の制度です。——東京都は直線的に頂点を目指して、あとは高いほうから低いほうへ直線的に下がっていくんです。それはやっぱりどうなんだということで、要するに、頂点がたまたまそこにあったみたいな議論もあって、たまたまとちょっと違ったら、すごく点数に差があるのはどうなんだという意見があって、そこをマイルドにして、頂点付近のものについては、あまり差がつかない、でも、遠ざかると比例的に点数に差がつくというところまで目を配ってつくった制度です。

ということで、結構きめ細かくつくり込んで運用してみた結果、毎年、御報告しているとおおり、そこまで大きな欠点みたいなものはなくて、効果が現れているということなんですけれども、それでも総合評価方式の性質はあくまで施工能力評価型ということで、いわゆる技術提案型じゃないんです。そこは決定的に違うので、各評価の内容もあくまで客観的に得られる数値化したものを集めているということです。

そうはいつでも、いろんな方面から、いろんな角度の御意見もいただいているところでありますけれども、当初申し上げた目的に沿ったつくり方ですので、そういう点において成功していると我々としては自負している。JVなんかは、まだ足りない検証の部分があります。ただ、長年、試行と言っていて、定着させないのも極めて事業者の方に申し訳ない部分もありますので、一旦、今の見込みでは、来年度の検証をもって、再来年度からは本格実施として定着させたいと。

ただ、そのときの考え方として、今回お示ししているとおおり、この目的の一つは、点数をつけるのが最もということよりも、これをもって申し上げた公契約条例の具現化を図りたいということですので、それに基づく取組がこれをきっかけとして進んでいないのであれば、はっきり言って、この制度としてはいま一つなわけです。そこは、ただこの点数をいじくったり何かしたりということだけでは解決できないんだらうと、この何年間の試行で見えてきましたので、この制度以外に具体的に事業者の皆さんを支援するような、きっかけとして促進させるような、あるいは、フォローするような取組、例えば障害者雇用だっ

たら、こういう形で区のいろいろな部局とも連携して——これまでだと、相談先を御案内するというにとどまっていたんですけれども、それでは実効性がないねということになると、具体的な相談に結びつける、そういう部局と連携をして、この制度の周辺を埋めていくというか、厚みを持たせるというか、そういう施策を連動していかないと、この制度はもう一つということになりかねないなど。なので、それをセットにして本格実施に持っていきたいというのが今の考え方です。

先ほどのこれとはちょっと違いますよと申し上げた技術提案だったり、そういうものについては、個別の案件の特徴なり必要性に応じて、これまでも、数はあまり多くないんですけれども、これは建築工事なんですけれども、土木の色が非常にウエートが高いということであると、それに見合った、一部、設計の段階から土木を施工する会社を先に協力者として選んで、全体を組み上げる形でプロポーザルで選定したり、個々の案件に応じた発注方法も少しずつ出てきていますし、今後の時代に非常にバリエーションが必要でしょうという議会からの御指摘もあって、いろいろ研究して、案件に合わせてカスタマイズを、今、取組を進めようとしているところですので、それはそれで受け止めております。

長くなりましたけれども、最初の総合評価としては、あくまでも当初掲げた、公契約と両輪として動かしていくんだという目的に沿った意味では、ある程度の成果が得られた。ただ、実効性のさらなる確保という意味では、周辺の取組を併せてやっていきたいということで見込んで、今考えているところですよ。

○委員 当初から公契約評価点とかは既存の制度で評価していくほうが、取りあえず初めの段階から客観的にということ、今お話もあったとおり、ちょっとずつ緩めてきてはいつつも、本格実施に向けては、ある程度、世田谷区としての評価基準みたいなものも設けていくことを検討いただいたほうがいいのかと前々から——コスモス認定や、ワーク・ライフ・バランス、えるぼし認定やくるみん認定は、そうはいつても中小企業にはハードルの高い制度で、実際に受注して入札に参加している中小企業を評価するような制度を、例えば〇〇委員がいらっしゃるの、世田谷の社労士会の皆さんと協力して、中規模、小規模でも評価が取れるような基準を今後検討いただけたらなと思います。

あと、地域貢献なんかでも、災害協定と、実際、災害協定に基づいた活動実績について評価なんですけれども、これは世田谷区の災害協定に基づかなければ評価になっていなくて、今回、1月にあった能登半島地震では、東京都の協定に基づいて、世田谷区内の業者が現地に行って復旧活動したんですけども、東京都は評価するけれども、世田谷区は評価しない。実際、世田谷区で何か起きなければ、災害協定に基づいた出動は絶対あり得ないので、そうではなくて、もう少し柔軟に活動を評価できるものなんかも、今後、世田谷区として考えて

いくとか、今これだけ環境問題に世田谷区が前向きに取り組んでいきたいと思いますと言っているときに、環境問題に前向きに取り組んでいく企業、例えばSDGsだったり、断熱とか、太陽光発電なんかに取り組んでいる企業を評価するとか。今すぐというか、来年度からではなくても、本格実施に向けて、世田谷区としての評価項目もぜひ検討していただけたらと思います。

以上です。

○会長 今後、検討していかなければいけない課題として受けてまいります。
○事務局 今のお話の特に後段の環境なりSDGsという観点を評価軸という話は、この制度を始めた当初から区議会の一部からもいただいている話です。そのほかにもこういう観点もあるよね、例えば区は人権に関する条例もしている中、人権も観点じゃないかとか、まさに区内のいろんなところで活動で貢献をしている、先ほどおっしゃられた部分以外のところでも、日頃からこういうふうに行っているよといったところも評価すべきじゃないかと様々御意見いただきました。ただ、我々としてずっとお答えしているのは、あくまでこれは公契約条例を軸にした入札との連関、具現化というところにポイントがあるので、そこをまずやらせてくださいという話を申し上げています。

本格といっても、将来に向かっての課題は当然あると思っていますので、実際、本格として転がし始めたとしても、当然、推移を見守って、取組状況が今より少しでも上がってきてという順調が見えたとなると、評価項目に差がつかないということにもつながりますので、そういった状況を見た見直しというのは不断に行っていく必要は当然つきまってくるんだと思っています。なので、今の御意見はもっともですので、それは受け止めてはいるつもりです。ただ、一区切りはできればつけさせていただいたほうがいいのかと今考えているところです。

以上です。

○委員 この制度は私は最初からいいなと思っています、どんどん結果もついてきたと思っています。ただ、当初から言っているように、いい制度なんですけれども、私としては始まるのが遅かったなと思っています。というのは、世田谷から離れていっている事業者もいます。品川区と世田谷区を比べたときに、品川区は適正利益が出せるけれども、世田谷区は出せないよねとおっしゃっている事業者も結構います。その辺を鑑みると、評価基準価格というのはもう少し予定価格に近寄らせるべきだなと私は——これは最初からお願いしているように、予定価格が評価基準価格でいいんじゃないのという話は最初から差し上げていますので、そこがまず1つあります。

もう一つは、工事成績は3件が実績として計算されるんですけども、60点以下はゼロ点と計算して、3で割っていくという、はっきり言って、そこだ

けで土俵に乗れなくなっちゃうんです。せめて全部が60点であれば、3で割っても60点残るんですけれども、58点になってしまうと、120割る3で勝負していかなくちゃいけないので、かなり厳しい状態になります。工事を取って、評価がそれよりも上がるものが蓄積されてこないと、だから、3件取らないとその評価がなくなるというシステムなんです。これだと、多分、そのあと5年ぐらい無理なんじゃないかと思います。これはもう少し救済措置があってもいいんじゃないかなと。

○事務局 価格点のお話もずっとお聞かせいただいています。ただ、制度の仕組み上、予定価格とイコールというのはなかなか難しいと思っています。

ただ一方で、先ほどの話もありましたけれども、多少、分布の特徴的なところで、50点を目指すところに集まる傾向が一部と、もう一つは予定価格付近に集まっているということです。それが設備で多いよみたいな話があって、それをやっぱり捉えななくちゃいけないんだろうなと。その心は、この制度なのか、それとも、予定価格の設定に問題があるのか。最近のトレンドの高騰に区の予定価格の積算がついていっていないという事例は散見されていて、それが不調につながったりということもあるわけです。ですので、それは積算部隊のほうも受け止めていまして、それこそ、より柔軟な、実勢価格を捉えた積算に努めていて、このまま不調が続くと、事業そのものが止まって、区が動かなくなってしまう。一方で、事業者さんからすると取りにくくて、世田谷区はもういいよという話になると、それもまたとんでもないことになります。

基準点の取り方についての御意見は受け止めてはいるんですけれども、一方で、最近のトレンドの事情があるので、そこは積算部隊等も含めて相談をしていまして、より実勢に近い努力をできる範囲とは言いながら、標準ということから一步踏み出して、実勢で反映できる要素は積算でもあるようなので、そこを積極的に回していくということで、今、本当にそこは課題・問題意識を持っていますので、その辺も今後見ていただきたいと思います。

以上です。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

よろしければ、次の2、委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について、事務局お願いします。

○事務局 それでは、資料2の御説明をさせていただきます。

1の主旨は、令和3年度の1円入札案件であったりとか、公契約適正化委員会からの意見書を踏まえまして、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施しています。現在までの入札実施状況を検証して、今後の運用の考え方を取りまとめたので、御報告するものです。

2の制度概要については、鍵括弧にあるとおり、「多種多様な業務委託契約の

適正価格を市場に聞く」ということで、具体的なケースは図に記載のとおりでございます。実際に入った札に基づきまして、標本平均額から最低制限価格を設定して、ダンピングの防止を図るというものでございます。

次のページにお進みいただきまして、3の検証方法です。(1)実施状況は、区は令和6年9月30日現在、実施した263件を対象に、変動型最低制限価格の設定率や、最低制限価格未満の入札が発生した状況等を検証しています。詳細は別紙2-1のとおりです。

(2)従来の入札との比較です。令和6年9月30日現在、実施した263件を対象として、適用対象としている業務種別について、この制度が導入される前の令和4年度の入札と比較して、落札率、入札価格の率、不調率の状況を検証しています。

4の実施状況及び評価です。(1)実施状況については、別紙2-1と並べて御覧ください。①従来の最低制限価格制度では、予定価格200万円以上の建物清掃、公衆トイレ清掃、造園の業務委託契約が適用対象でしたけれども、表の上段に(参考)従来の最低制限価格制度を適用していた場合とありますが、記載のとおり、検証対象期間の案件に従来の条件を採用していた場合は83件でしたけれども、令和5年度から適用対象業務を拡大したことで案件が増えまして、263件となっています。表の①全体に記載のとおり、実施件数は263件でございます。

②最低制限価格設定率——実際の入札の結果、設定された最低制限価格の割合です——は、①全体にあるとおり、全体平均で予定価格の60.18%です。業務種別ごとに最も低いのがデータ入力作業で54.90%、最も高いものは公衆トイレ清掃で63.76%です。

③有効参加者数が3者以上の案件での最低制限価格設定率の平均は60.36%となっており、有効参加者数が2者以下の場合の60%と同程度です。昨年度の検証時には62.99%だったことと比較すると、設定率が下がっていることが確認できます。

④最低制限価格未満の入札が発生した件数は33件で、12.55%です。最も発生率が高い情報処理業務で25%、次いで、医療関係検査・調査業務が22.22%です。最低制限価格未満の入札については、造園の1件、データ入力作業の2件では2者ありましたけれども、その他の案件では1者のみでした。

(2)従来の入札との比較です。別紙2-2と並べて御覧ください。①平均落札率は全体で79.03%で、令和5年度検証時には80.50%であったことと比較すると、若干低下しております。

②業務種別ごとの平均落札率を制度導入前の令和4年度と比較しますと、翻訳・通訳、計画策定支援などでとりわけ上昇しています。

次のページにお進みいただきまして、③落札者以外の者も含んだ全体の入札価格率では、平均入札価格率にあるとおり、業務種別ごとに上昇したものもあれば、低下したものもあり、様々ですけれども、全体では114.32%となっています。100%を超えるのは、実際に落札した金額だけではなくて、落札者以外の金額も含めたものとなっていることから、予定価格を上回る入札も入っており、100%を上回るものとなっています。

④不調率は3.80%となりまして、令和5年度には最低制限価格の設定に起因する不調は発生していませんでしたけれども、令和6年度は、医療関係検査・調査業務において、応札者が最低制限価格未滿となったことによる不調が1件発生しています。

⑤入札参加者数、応札者数については、業務種別によって様々ですけれども、全体の平均を見ると減少しておりません。

5、今後の運用です。4の検証をまとめたところで、③と④が主なまとめでございます。①本制度導入の趣旨ですけれども、1円入札に象徴されるような、市場価格と著しく離れた低価格での落札を防止することにあります。また、地方公共団体の行政原則である経済性や競争性をこれまで同様に確保することを前提としており、制度導入以前と著しく乖離する価格変動を意図したものではありません。

②入札結果に基づくデータ分析では、令和5年度検証時に引き続き、落札率が制度導入前の令和4年度より上昇していきまして、落札者以外も含めた入札価格率においても上昇傾向が見られます。また、1割強の案件で最低制限価格によって落札者とならない者が発生しています。このことから、多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、従来の落札率を一定程度維持しつつ、ダンピング防止の効果を上げるという当初の目的は達成されていると考えられます。なお、この制度導入によりまして、入札参加者や応札者が減少する状況ともなっていません。

③一方で、経年での変化を見ますと、制度を導入した令和5年度検証時と比べて、平均落札率の低下など、状況の変化も見受けられます。事業者様の入札には、応札時の経済情勢など、様々な要素が影響を及ぼしていると推察されまして、制度の効果を的確に捉えるには、短期的な検証だけでは不十分と考えられます。

④以上のことから、現在の制度運用によりまして、競争性とダンピング防止の両立を図りながら、引き続き入札結果の動向を注視して、検証を継続することといたします。

6の今後のスケジュールは、記載のとおりです。

御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

これらについて皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。

○副会長 資料2の1ページの制度概要の最低制限価格の決め方なんですけれども、入札参加者の平均掛ける80%の80%というのは、事業者から見て、どういうレベルか。例えば70%とか90%とかというレベルそのものの評価はどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。低い入札価格を入れると下がりますよね。そうすると、8割というレベルが動く可能性も出てくるということになるんでしょうか。

○事務局 この制度の当初の目的は、過度なダンピングを防止するということで始めていまして、制度導入の当時は、標本平均の8割を下回るものはダンピングに近いであろうということで、例えば今後、検証の中で急に数字が可変するようなことがあったとすれば、80%をいじるということになりますし、現在の傾向が一定程度継続する、また、最低制限価格で失格となる事業者も一定程度あって、それなりの効果があるということであれば、この水準を今すぐ動かすということではないのかなと。

一方で、事業者さんへのアンケートでは、一部の回答では、当社としては企業努力だと思っていて、それが最低制限価格で失格となるのは制度としてどうかという御意見もいただいていますので、まずは制度そのものの周知ということで、事業者さんに御理解をいただくということが大事かなと考えています。

以上です。

○会長 当初、幾つかシミュレーションをやったところで、この辺で取りあえず動きましようというところかと思いました。

○副会長 あともう1点、業種別の平均落札率は、令和5年度、6年度は比較的縮まっているんですけども、令和4年度は、翻訳・通訳が44.23%とか、非常に大きな開きが業種によって出てくるというのは、過当競争なりの、あるいは、たまたまコロナの影響や何かで仕事が減った時期にこういうことが発生するという何か特殊な要因があって、こういうことになるんでしょうか。落札率にこういう大きな差があるというのは、ちょっとレベルが違いますよね。どんなふうに考えたらいいのか。

○事務局 1つには、標本というか、実際の実施件数が少ない業種において、著しく低い札が入ったケースにおいては、平均落札率が下がってしまうことがあります。今、御指摘の翻訳・通訳というのは、まさに実施件数が4件だったものです。件数が10件を超えて、20件、30件となると、それで比較してというのはできるんですけども、これも経年で経過を見ていって、果たして今の業種の種類でいいのかであったりとか、この業種においては、少し落札率に差があったりということは、今後も分析が必要かなと思っています。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この方向で来年度進めていっていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、3の公契約条例に関する各取組み状況の報告について、事務局よろしくお願ひします。

○事務局 資料3、公契約条例に関する各取組み状況の御報告です。前回の適正化委員会におきまして、主な課題と今後の取組の方向性を御審議いただきまして、また、これから実施する事業者・労働者向けアンケート調査の結果を受けて、より実態に即した検討をしております。今回は、これに先立ちまして、これまで委員会でお示しいただいた御意見を基に、アンケート結果を待たずに実施すべき取組——今年度を実施するもの、また、来年度に実施を検討しているもの——をまとめて御報告するものです。

1の認知度の向上ですけれども、まずは(1)区民の認知度の向上です。①今年度中の取組みとしては、おつけしている資料3の別紙のチラシを区の広報板に掲示します。

②来年度の実施を検討している取組みですけれども、①の既存のチラシのデザインを変更しまして、より効果的に区民に理解していただけるものにしたいと考えています。また、令和8年度の労働報酬下限額のポスターデザインは事業者に委託することで、より一層、区民に訴求できるものにしたいと考えております。また、従来の取組に加えて、区民周知に効果的な新たな取組の方向性を検討してまいりたいと考えています。

(2)事業者・労働者の認知度向上です。①今年度中の取組みですが、チェックシートの内容や運用について、電子化も含めて、課題抽出を検討しているところです。

②来年度の実施を検討している取組みですけれども、今年度の検討を基に、チェックシートの内容や運用変更を実施します。また、労働報酬下限額の周知カードですけれども、来年度使用分からカードの厚みをしっかりしたものにして、色の紙を使うなどして、労働者への周知の強化を図ってまいりたいと考えています。

裏面、(3)職員周知です。①今年度中の取組みですけれども、契約事務説明会、庁内の事務説明会を行いまして、改めて公契約条例の理念、取組内容を周知いたしました。また、新任管理職向けの研修を毎年度やっておりますけれども、改めて公契約条例の理念と取組内容を周知してまいります。また、職員向けの個人が行う契約事務セルフチェックというウェブチェックがあるんですが、そこで公契約に関する設問を追加しました。

②来年度の実施を検討している取組みでは、より効果的な職員周知の在り方

を検討中でございます。

2、遵守状況の確認と理解度の向上です。(1)事業所労働条件調査です。①今年度中の取組みということで、9月に今年度に労働報酬下限額対象の契約を締結した事業所に調査希望を募りましたが、応募はありませんでした。

②来年度の実施を検討している取組みですけれども、調査の件数を年間12件程度から20件程度へ拡充するよう、社会保険労務士会と協議を行っているところです。

(2)社会保険労務士による研修会です。①今年度中の取組みとして、令和7年2月にチェックシート提出対象の契約先事業者を対象に研修会を実施する方向で調整しています。個々の労働条件調査に加えまして、こういった研修会を設けることで、全体の底上げを図っていきたいと考えています。

②来年度の実施を検討している取組みですけれども、研修会を単年度で終わらせず、来年度におきましても、今年度とテーマを変えるなどして、毎年、受講する意義を見いだせるように工夫して研修会を実施してまいりたいと考えております。

3、その他ですが、事業者・労働者向けアンケート調査については、資料4で御説明をさせていただきます。

それでは、資料4、事業者及び労働者を対象としたアンケート調査（案）についても併せて御説明をさせていただきます。

1、目的は、記載のとおりです。

2、対象です。(1)令和6年度に世田谷区と公契約を締結した事業者です。参考として、昨年度の11月時点の対象事業者数は1208社でございます。

(2)は、(1)の下請負者です。対象は、チェックシートから試算しますと310社となります。

(3)は、(1)、(2)と雇用契約等を締結して、公契約に係る業務に従事した労働者の方です。

3の調査依頼方法ですけれども、(1)調査対象事業者に電子メールを送信して、回答を依頼するとともに、その従業員及び下請負者の方への配付を依頼し、(2)メールアドレスを把握していない事業者に対しては郵送で依頼、この2つの手法を考えています。

4の回答方法ですが、ロゴフォームという電子申請の仕組みを活用しまして、事業者宛てにQRコードを送信、送付し、ホームページにもリンク先を掲載いたします。

5、時期は、12月いっぱいでございます。

6、内容は別紙のとおりで、別紙は後ほど御説明いたします。

7、今後の予定は記載のとおりで、集計結果につきましては、令和7年2月

頃の第3回適正化委員会で御報告をいたします。

また、事前に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員からアンケートについて御意見いただいていますので、この場で御報告をさせていただきます。本日の資料は、事前の意見はまだ反映していませんので、今日の委員会の後に、今日いただいた意見と併せて修正をしていきたいと思っております。事前にいただいたご意見について、事務局から御報告しますので、各委員におかれましては、後ほど補足があればお願いできればと思っております。

初めに、アンケート帳票の前に、2、対象、3、調査依頼方法、4、回答方法ですけれども、メールだけではなくて、通知が必要ではないか、また、今動いている契約に関しては、発注の所管から依頼したほうがよいのではないかと、また、下請負者に関しては、施工台帳で把握できるのであれば、区から直接通知してよいのではないかと、労働者の把握について、現在、履行中の契約は現場で配付ができるのではないかと、チェックシートの対象の労働者の範囲の指定に関しては、もう少し明確にできないのかという御意見をいただいています。さらに、ステッカーを作成して、今行っている労働報酬下限額のポスターに貼るとか、アンケート回答のURL、ホームページのアドレスをQRコードにして、紙で組み立てる、スーパーでよくあるような自立式の置物を作って、現場に配付したりとか、事務所、詰所、休憩所に置くなど、認知度を高めることが必要ではないかという御意見をいただいています。

個々の帳票の中では、まず、3委員共通して御意見いただいたものとしては、必須の項目が当初の設定では多いんですが全部回答し終わらないと、途中でも終われないという御意見をいただいています。全部必須とすると、確かに回答を十分いただけないケースも想定されますので、必須項目を減らす方向で調整しています。また、アンケートの趣旨を伝えて、事業者、労働者の皆さんにこれを回答することでメリットがあることを伝えるべき、また、アンケートの進捗の表示があったほうがよいのではないかと御意見をいただいています。

資料4と見比べていただければと思うんですが、1枚目、区分、共通の(1)の選択肢で、①事業者、②従業員とありますけれども、従業員ではなくて、従業員、労働者、一人親方とすべきではと御意見をいただいています。

続いて、区分、事業者の基本、真ん中の(7)労働報酬下限額の適用対象となる公契約に関して、実際の下限額を掲載したほうがよいのではと御意見をいただいています。

続いて、2、条例の認知度、下から3行目です。公契約条例の目的は①から③までありますけれども、条例に記載がある適正な入札、労働者の適正な労働条件の確保を追記すべきとの御意見をいただいています。

次に、裏面にお進みいただきまして、上から5行目、(7)労働報酬下限額が適

用されたことにより、賃上げをしましたか。「賃上げをしましたか」というのは、「何らかの対応をしましたか」がよいのではないか、また、この質問自体を、下限額を理解していると回答した事業者にのみ表示させるのがよいのではないかという御意見をいただいています。

続きまして、4の(1)公契約条例が適用されたことにより、区との公契約に係る業務の質が確保されたと感じますかという質問に関しては、漠然としていて分かりづらいという御意見をいただいています。

次の5、事業所労働条件調査の(2)世田谷区から事業所労働条件調査の依頼があったら引き受けますか。①引き受ける、②引き受けない、③分からないだと、断れるような印象を与えてしまうので、「希望しますか」とか、「依頼があれば受けますか」という質問のほうがよいのではと御意見いただいています。

次のページにお進みいただきまして、(3)に関しては、1ページの質問で御自分を元請負者と答えた場合、「下請負者として、給与台帳や出勤簿の提出を求められた場合協力しますか」と聞かれている、その点、矛盾が生じるのではないかと御意見をいただいています。

次に、6の労働条件確認帳票の(2)と(3)はチェックシートの質問ですが、質問が重複するのではと御意見をいただいています。

次のページにお進みいただきまして、下から2行目、(7)職場での立場をお伺いする質問があります。①事業主から⑧答えたくないまでありますけれども、①事業主(社長)、②役員の記載が分かりづらい、また、工事現場を考えると、ここの中に主任、班長、職長という形で、職長という記載があってはいかかかと御意見をいただいています。

次のページにお進みいただきまして、上から3行目、(11)金額を月給でお伺いする質問なんですけれども、(11)に関しては、上限の区切りをもうちょっと細かくしてよいのではということ、⑥は40万1円からとありますけれども、これを50万円で切って、50万1円から60万円、60万1円以上の区分が必要ではと御意見をいただいています。

(12)の日給ですけれども、上限は2万5001円ではなくて、2万5001円から3万5000円という選択肢を1個つくって、その上、3万5001円以上の区分で区切ってはどうかと御意見をいただいています。

続きまして、2の条例の認知度、(3)公契約条例の目的ですけれども、先ほどございましたが、条例に書いてある項目、適正な入札、労働者の適正な労働条件の確保を追記すべき、さらに、条例を知らないと答えた方には、ここにつながるように表示すべきではないのではないかと御意見をいただいています。

(6)「世田谷区公契約条例の手引き」を見たことがありますかという項目と、

次のページ、(7)「世田谷区公契約条例の手引き」の内容は理解できましたかという質問がありますけれども、こちらは労働者だけではなくて、事業者へのアンケートに加えたほうがよいのではと御意見をいただいています。

3の労働報酬下限額の(1)労働報酬下限額が適用されていますかと質問がありますけれども、これは実際に支払われたかを問う質問と誤解されるので、工夫が必要だという御意見をいただいています。

また、(3)の労働報酬下限額を知っているかという質問ですけれども、これは知っているかを問うだけではなくて、下限額そのものを掲載したほうがよいのではと御意見をいただいています。

(6)区の労働報酬下限額の適用業務とそうでない業務(民間での従事含む)とで賃金単価は異なりますかという質問がありますけれども、これも労働者だけではなくて、事業者にも同じ問いを加えたほうがよいのではと御意見をいただいています。

資料4の御説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

資料3、4を一緒に御説明いただきましたけれども、資料4で事前に御意見をいただいた委員の方々、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員と伺っていますけれども、大体全ておっしゃったかなとは思いますが、何か補足されることはございますでしょうか。

○委員 個々の質問項目等については、今、課長が御報告いただいたとおりです。

今日、別で聞いたのですが、日野市は公契約条例があるんですが、日野市も11月1日に事業者向け、労働者向けのアンケートを一斉に行うと伺いました。アンケートの内容は見ていないので、評価はできないんですけれども、世田谷区と同じように、一斉に入札に登録している業者にメールで通知するそうなんです。現在進行中の全ての契約、工事にしろ、委託にしろ、現場、もしくは職場で労働者向けのアンケートに協力するように、QRコード等の案内の配付を日にちを決めて通知する、労働者のアンケートの協力を求めることに取り組むようですので、参考にさせていただければ。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議題3、4につきまして、委員の皆様からアンケートの内容も含めて御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○副会長 労働者の賃金に関するところなんですけれども、現場の賃金の支払い方というのは、私もあまり詳しく分からないところなんですけれども、いわゆる公契約条例適用の事業所で働いている労働者が、9月までは別の事業所で

働いていて、10月から別の公契約条例対象事業所で働いている場合の月額なり日額賃金というのは変わるものなんですか。そこは各企業の賃金の規定によると思うんですけども、就労した現場が民間であったり、公契約条例対象現場であったりすると、下限額みたいなものが動く可能性があるのかないのかというあたりは現実にはどうなるのかなと。

○会長 実際を支払われる賃金に差が出るのかどうかということですね。

○副会長 現場の違いに合わせて、受取額が変わったりするものかということなんですけれども、実際はどうなんですか。

○委員 変わらないと思います。計算も大変ですよ。

○副会長 変えられないですよ。

○委員 現実的には変えられないと思うので、例えば日雇、あるいは、現場単位での契約のある外注の職人さんがいらっしゃったとすれば、この現場は幾らというのは、その現場ごとに契約をするので、変わる可能性があると思うんですけども、ずっと継続してお勤めになっていけば、そこで変わるということは反対にないんじゃないですか。

○副会長 ないですよ。そうすると、公契約条例の労働報酬下限額を下回っていた職種の方が、このアンケート調査を見て、あれ、自分はどの職種の幾らのものであるかというのが分からないですよ。そうすると、どういうふうに答え——条例があるのは分かっているけれども、中身は分からない方が出てきちゃうというのは、回答の評価が難しくなりはしないかという感じがするんですけども、どうなんですか。つまり、実効性があるかないかを検証しようとしても、このフォーマットだと、非常に曖昧な結果にしかならないような気もしなくもないんですけども。調べ方がとても難しいことは分かるんですけども、どう考えたらいいのか。

○委員 事前のアンケートの意見のときに、下限額を問われる項目のところに、区の職種ごとの労働報酬下限額の記載があるページに飛ぶようなものにしていただいたほうが、これを機に自分の下限額——例えば左官であれば、左官の下限額をすぐ見られるように、アンケートに入れていただけたらという意見はお伝えしています。今まで知っていたか知らないかももちろんあるんですけども……。

○委員 労働者の方は全部やり切れますか。やり切れるかなという心配があって、アンケートの的というか、ポイントを絞って、区のほうで何を知りたいのかというところで決めていくといいのかなという気もするんですけども、よく考えるとどうしても増えちゃうんですよ。その気持ちも分かるんです。

○事務局 やる以上は一定の傾向をしっかりと見たいというのがあって、削れないかというのは考えたんです。あと、御意見にもありましたけれども、これが

目指すものであったりとか、このアンケートによって明らかにしたいことみたいな項目を最初に持ってきて、これはこういう目的で行うものですよ、回答にも一定程度、お時間をいただきますけれども、ぜひ御協力いただきたいという文言を加えることで、理念をお伝えして、答えたいという気持ちを持っていただくような前文的なものは必要かなと考えています。

○会長 非常に難しいところです。

○副会長 これは難しいですね。

○会長 最後のページあたりで労働報酬下限額が適用されているのかということと、賃金が支払われているのかというあたりが誤解されないようにという御指摘も先ほどありましたので、そこら辺は気をつけていただければと思います。

検討されて訂正されたものは、12月からアンケートをかけるということなんですけれども、それよりも前にもう一度目を通すことが可能かどうかということですが……。

○事務局 1度御提供させていただきます。

○会長 ということですが、かなり細かい事柄も含めて、いろいろと御指摘いただいておりますけれども、ほかに皆様からよろしいでしょうか。

よろしければ、3、公契約条例に関する各取組み状況の報告について、4、事業者及び労働者を対象としたアンケート調査（案）については、以上で御意見を伺ったということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

最後に、5、その他でございますけれども、何かございますでしょうか。

例年、〇〇委員から公契約条例シンポジウムの御案内をいただいておりますけれども、〇〇委員、よろしくお願ひします。

○委員 ありがとうございます。毎年開催をしていますが、世田谷区の公契約条例について、それぞれいろんな立場の方から、いろんな御意見をいただくシンポジウムを11月19日、新しくできた本庁舎東棟の地下に区民会館集会室ができましたので、そちらで開催をする予定になっています。もちろん会場にお越しいただくこともできますし、Z o o m視聴も可能です。

今回は、〇〇課長から今後の世田谷区の公契約条例の方向性だったり、アンケート調査の御報告をいただくのと、実際に区の公共工事を受注されている事業者のほうから、どのように働き方改革を実施しているかという報告と、あと、世田谷区でも今後、令和8年からスタートする予定の包括施設管理業務、世田谷区でいくと教育施設の包括管理を予定されていますが、国分寺市は、区の箱物施設、教育もその他も全部丸ごと、200弱ぐらいの施設を一括発注で、業者は、大成有楽と地元の建設業協同組合がJ Vを組んで受注されたということです。市の職員ではないんですが、それを研究されている方に来ていただいて、どのような内容になっているかという報告をいただく予定にしておりますの

で、もしお時間よろしければ視聴いただければと思います。

ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。ウェブでも見られるということですので。

ほかの委員から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から連絡事項等をよろしく申し上げます。

○事務局 次回の委員会ですけれども、次年度の委員会の審議に向けた課題整理、今回のアンケートの御報告などをさせていただきたいと思います。時期は、年明け2月から3月頃の開催を予定しております。日程調整は改めて御連絡いたします。

以上です。

○会長 2月から3月頃ということですが、御出席のほどよろしく願いいたします。来年度、どういう事柄について、この委員会で審議、検討していくのかということが中心になるかと思います。

それでは、本日の委員会は以上をもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後6時59分閉会